

仕 様 書

夜間警備業務仕様書

この仕様書は、山口県市町村職員共済組合 保養所防長苑（以下「防長苑」という。）の夜間警備業務を実施するための仕様を示すものであり、受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行にあたっては保養所としての特殊性を十分認識し、この仕様書に示されていない事項であっても業務の性質上当然と思われる業務は、防長苑支配人（以下「甲」という。）の指示に従って契約金額の範囲内において相互に協力して実施するものとする。

1 委託業務の概要

防長苑の夜間における館内利用者への対応、案内、電話対応等及び警備業法に基づく警備業務を行い、施設内外の安全快適な環境を確保するとともに、館内利用者へのサービスに万全を期すものとする。

2 対象区域

防長苑建物及びその敷地内

3 業務時間

業務時間は、原則として、毎日、午後10時から翌日午前7時までとする。

4 配置人員

業務時間内に警備員1名以上を常駐させること。

5 業務内容

(1) 夜間フロント業務

ア 館内利用者への対応及び案内

イ 夜間の電話対応

ウ 郵便物等の受理

エ 急病人発生時の処置

オ 外出者、面会者の有無の確認及び出入口施錠・開錠

カ 鍵の貸出し及び管理方法は「鍵の預り書」を発行して受理し、鍵の受け渡しは「鍵の授受簿」に記載する

キ その他甲が指示する簡易な業務

(2) 巡視業務

ア 館内及び館外周辺（駐車場を含む）の巡視

イ 特定箇所（浴室、自動販売機等）の点検及び異状がある場合の措置

ウ 不審者、不審物並びに不審車両（駐車場内車両の確認）の早期発見及び異状がある場合の措置

エ 施錠の確認（施錠前の内部の確認を含む）及び異状がある場合の措置

オ 通路、避難経路、誘導灯、電気器具付近の障害物、可燃物有無の確認及び異状がある場合の措置

カ 厨房、喫煙場所その他火気使用場所の点検及び異状がある場合の措置

キ 消火栓、消火器並びに火災報知器の異状の有無の確認、適正配置の確認及び異状がある場合の措置

- ク 遺失物並びに拾得物の受付及び保管
- ケ 照明不要箇所の消灯
- コ その他の設備機器、建物、敷地内の確認及び異状がある場合の措置

(3) 特別業務

- ア 空調設備等の簡易な操作（起動、停止、温湿度調整等）
- イ 浴室、脱衣室等の施錠時の浴室等の確認
- ウ 緊急事態発生（火災、天災、犯罪その他）時の警戒
- エ 火災等異常事態の早期発見及び通報
- オ 消防訓練、その他甲が要請する行事・会議等への参加
- カ その他甲が指示する簡易な業務

6 支払い方法

毎月、正当な請求書を受領した日の翌月末日までに支払う。

7 緊急事態発生時の処理

(1) 火災発生時の場合

以下によるとともに、日頃から消防訓練、消防設備操作訓練等において火災発生時の処理方法を習熟し、有事に備えること。

- ア 火災報知機作動後、現場確認の上、消防署への通報
- イ 消防署へ通報後、当該施設の防火規定に基づき各所へ通報
- ウ 館内利用者の避難誘導
- エ 付近の警戒

(2) 天災発生時の場合

- ア 暴風雨時における厳戒並びに正確な情報収集
- イ 地震時における館内利用者の安全確保

(3) 犯罪、不法侵入者発生時の場合

- ア 警察署及び甲への通報
- イ 館内外の警戒及び館内利用者の安全確保

8 業務責任者及び警備員

- (1) 乙は、あらかじめ甲に業務責任者を届け出るとともに警備員名簿を提出すること。
- (2) 業務責任者は警備員を兼ねることができる。
- (3) 業務責任者は、甲と連絡を密にし、警備員に業務内容及び甲の指示事項等を伝え、その周知を図ること。

9 服務心得

警備員は、業務中、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 山口県公安委員会届出の制服及び装備を着用し、服装を清潔かつ端正に保つこと。
- (2) 礼儀を正しく、言葉や態度に留意して品位を保つこと。
- (3) 業務は常に誠実に履行し、館内利用者に不快感を与えないよう注意して従事すること。
- (4) 業務上知り得た事項は、第三者に漏らしてはならない。

1 0 業務報告

乙は、毎日の業務終了後、警備報告書を作成し、甲に提出すること。

1 1 事故等の処理

乙は、事故等が発生した場合及びその他異常があった場合は110・119番へ直接通報する。甲へ遅滞なく通報し、その指示に従い、その都度事故報告書を作成し、提出すること。

1 2 損害の負担

乙の行った業務により生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

1 3 その他

甲は、業務に必要な場所を乙に無償で使用させる。

なお、業務で使用した場所は、乙において整理整頓すること。

消防用設備等総合点検業務仕様書

1 基本事項

- (1) 消防法に基づく総合点検を実施するとともに、仕様書（点検内容明細書）の記載項目について、漏れなく点検を実施すること。
- (2) 点検には、適正な測定機器を使用すると共に、校正が必要な機器については、校正がなされたものを使用すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び報告については、「平成16年5月31日消防庁告示第9号」、「昭和50年10月16日消防庁告示第14号」及び「平成14年6月11日消防予第172号」に基づき、実施及び作成すること。
- (4) 本業務の全部を第三者へ再委託してはならない。

2 事前準備及び点検計画

- (1) 受託者は契約日の翌日から10日以内（閉庁日を除く）に、別紙「点検施設」に記載の施設管理者に連絡し、点検日時の調整等を開始すること。なお、次の事項に留意すること。
 - ① 時期によっては行事等により点検日時に制約があるため、実施日の重複等により、点検人員等の調整が必要となる場合があること。
 - ② 防火戸、防火シャッター、ダンパーの点検は施設管理者が立ち会う場合があるので、点検日程を調整すること。
 - ③ 自家発電設備の実負荷運転による総合点検を実施する場合については、施設管理者から指示があったときは、施設管理者が行う電気主任技術者との日程等の調整に協力すること。
- (2) 「消防設備点検者一覧表」、「作業計画書」を点検開始の前日までに、施設管理者に各1部提出すること。
- (3) 施設規模や消防設備の内容により適正な人員配置及び点検時間の設定を行うこと。
- (4) 点検に当たっては、消防用設備の種類に応じた資格者で点検すること。
- (5) 感知器やダンパーが点検しにくい場所にあることがあるので、検査機器は十分にそろえること。
- (6) 点検に必要な工具、検査機器、雑材料等はすべて受託者の負担とする。

3 点検実施時の注意事項

- (1) 点検開始前に、施設管理者に消防設備点検資格者等の免許状を提示し、点検内容を明確に伝えること。
- (2) 点検実施時には、腕章をつけるなど、消防設備点検を実施していることがわかるようにすること。
- (3) 点検に当たっては、各設備の設置場所や機能等が消防法等に照らして違反がないか、十分に確認し、不良箇所（数量不足等含む）があった場合は、「消防用設備等点検結果表」に漏れなく記載すること。
- (4) 自動火災報知器の点検に当たっては、感知器の動作確認と同時に、警戒区域の確認を行うこと。
- (5) 防火戸、防火シャッター、ダンパーは、点検前に安全を確かめたうえで、その動作を現地で確認すること。なお、防火戸、防火シャッターの点検に当たって

は、人が挟まれることなどが無いよう、人のいない時間帯に実施する、作業員を適切に配置するなど、事故防止対策を徹底すること。

- (6) 本点検において確認された軽微な補修（表示灯、誘導灯の球及び点灯管の取替え、清掃など）は本業務にて対応すること。
- (7) 消火器は、消防法に定められた点検を行うこと。
- (8) 自家発電設備の総合点検は実負荷運転による点検を行うこと。なお、日程等の調整については、2（1）③によること。

4 点検結果の報告

- (1) 消火器や感知器等の型式承認の失効により、交換義務が生じている場合は、「消防用設備等点検結果表」に名称及び型式失効日を記入すること。
- (2) 消防設備の名称・数量等が点検内容明細書と異なる場合は、別途図示して、施設管理者に報告すること。
- (3) 「消防用設備等点検結果報告書」等（法令様式）に記載すべき数値等は省略せずに記載すること。
- (4) 自動火災報知設備の項に部屋または階数ごとの感知器数を一覧にして報告すること。
- (5) 消火器及び消火栓については、点検票に消火器調査表（リサイクルシールの有効期限を記載したもの）及び消火栓ホース調査表（製造年及び耐圧試験年月を記入したもの）を添付すること。なお、粉末消火器については、加圧式又は蓄圧式がわかるように記載すること。
- (6) 「消防用設備等点検結果報告書」等（法令様式）（点検票に消火器調査表及び消火栓ホース調査表添付）2部を施設管理者に提出すること。
- (7) 既存の消防用設備の図面と現状が異なる場合は、消防用設備の図面の修正を行うこと。

5 参考見積書の作成

- (1) 点検の結果、不良箇所がある場合は、改修に要する経費の見積りを行い、施設管理者宛ての参考見積書を提出すること。なお、参考見積書の作成に要する経費は、本契約に含むものとする。
- (2) 資格等の理由により自社で不良原因の特定が不可能である場合や不良原因特定のために足場の設置を要するなど、契約金額の範囲内で参考見積書の作成が不可能である場合は、その理由や対応案を具体的に記載し、文書により施設管理者に報告すること。

6 その他

業務内容に関し不明な点がある場合は、適宜、施設管理者と協議すること。

点検施設
点検施設名
山口県市町村職員共済組合 保養所「防長苑」
住所
山口市熊野町4番29号
連絡先
083-922-3555
FAX
083-921-1001
施設管理者
支配人 細田 法孝

山口県市町村職員共済共済組合 保養所「防長苑」

点検内容明細書

消防用設備等点検業務 年2回実施 機器点検1回 機器・総合点検1回

設備名		個数	
1	自動火災報知設備		
	①	受信機(防災センター)	1
	②	副受信機(事務所)	1
	③	差動式スポット型感知器	142
	④	定温式スポット型感知器	40
	⑤	イオン式スポット型感知器	8
	⑥	光電式スポット型感知器	13
	⑦	地区音響装置	12
	⑧	発信機	8
⑨	表示灯	8	
2	非常放送設備		
	①	起動装置【防災センター・事務所】	2
	②	増幅器	1
3	屋内消火栓設備		
	①	水源	1
	②	加圧送水装置	1
4	誘導灯設備及び誘導標識		
	①	誘導灯	40
	排煙設備・防火戸・防火シャッター		
5	①	排煙機	1
	②	防火戸	5
	③	防火ダンパー	11
	④	防火シャッター	1
	⑤	排煙口	2
	⑥	可動垂れ壁	2
	⑦	煙感知器	23

6	非常電源設備		
	①	自家発電設備	1
	②	蓄電池設備	1
7	消火器具		
	①	ABC粉末消火器(10型)	23
8	漏電火災警報器		
	①	変流器(屋上キュービクル内)	1
	②	受信機(屋上キュービクル内)	1
	③	音響装置(1F事務所)	1
9	消防機関へ通報する火災報知設備		
	①	本体	1
	②	遠隔起動装置	2
その他設備点検(年1回実施)			
防火対象物点検			1
防火設備点検			1